

その施術、健康保険適用ですか？

～ 整骨院・接骨院を受診するとき～

整骨院・接骨院では、柔道整復師が施術を行います。柔道整復師は医師ではないため、保険医療機関と同じように検査・治療を行うことができず、健康保険が使える場合は限られています。

健康保険が使える場合

- 外傷性が明らかで、慢性的な状態に至っていないもの
- 骨折、脱臼、打撲、捻挫（いわゆる肉ばなれを含む。）

※骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得る必要があります。

健康保険が使えない場合 (全額自己負担)

- 日常生活からくる肩こり、腰痛、筋肉疲労
- 疾病が原因（ヘルニア、リウマチ、神経痛、五十肩、関節炎等）
- 保険医療機関（整形外科等）で治療中の同じ負傷
- 症状の改善がみられない長期にわたる施術
- 工作中、通勤途中での負傷（公務災害等が適用される）など

整骨院・接骨院の受診費用は、本来、患者が療養費として保険者へ請求し支給を受けるのが原則ですが、柔道整復師が患者に代わって費用を請求する「受領委任」が認められています。そのため、保険医療機関を受診したときと同じように、自己負担分のみの支払いで施術を受けることができます。

チェック ポイント

- 負傷原因を正確に伝えてください。
※交通事故など第三者行為による負傷の場合は、必ず当組合に連絡してください。
- 「療養費支給申請書」の内容はよく確認してから、自分で署名してください。
※負傷原因、傷病名、施術部位、施術日数、金額等
- 領収書は必ず受け取り、保管しましょう。

施術内容の照会にご協力ください

当組合では医療費の適正化を図るため、整骨院・接骨院での施術について、内容審査を実施しています。委託会社からご自宅に照会文書が届いた方は、回答期限までに返送くださるようお願いいたします。

送付時期 受診月から概ね2ヵ月後

委託会社 株式会社オークス

※委託会社は、全国市町村職員共済組合連合会が共同調達を行い、一般競争入札により決定しました。個人情報取扱いについては、個人情報保護法に基づき、委託業務以外には使用しない旨の契約を締結しています。

お問い合わせ先

医療健康課（医療給付係） TEL 029-301-1413